

総 合 評 価 書

総合的な被害者対策の推進

平成 1 7 年 1 月

国家公安委員会・警察庁

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
評価の対象とした政策等	・・・・・・・・	2
別紙1 「被害者対策要綱」	・・・・・・・・	6
別紙2 「警察の被害者対策」政策評価検討委員会名簿	・・・・・・・・	12
別紙3 「警察の被害者対策」政策評価検討委員会委員からの意見	・・・・・・・・	13
政策効果の把握	・・・・・・・・	15
第1 基本的な施策の推進	・・・・・・・・	15
1 被害者に対する情報提供	・・・・・・・・	15
2 相談・カウンセリング体制の整備	・・・・・・・・	19
3 捜査過程における被害者の負担の軽減	・・・・・・・・	22
4 被害者の安全の確保	・・・・・・・・	27
5 犯罪被害給付制度の適切な運用	・・・・・・・・	29
6 民間の被害者支援団体等関係機関・団体との連携	・・・・・・・・	32
第2 被害者の特性に応じた施策の推進	・・・・・・・・	37
1 性犯罪の被害者に対する支援	・・・・・・・・	37
2 被害少年に対する支援	・・・・・・・・	39
3 悪質商法等に係る被害者対策	・・・・・・・・	43
4 暴力団犯罪に係る被害者対策	・・・・・・・・	46
5 交通事故被害者に対する被害者対策	・・・・・・・・	51
6 配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に係る被害者対策	・・・・・・・・	55
評価の結果及び政策への反映の方向性	・・・・・・・・	60
終わりに	・・・・・・・・	61

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「平成16年政策評価の実施に関する計画」に基づき、行政課題「総合的な被害者対策の推進」について、平成14年から16年までを評価期間として、総合評価方式による政策評価を実施することとしており、本評価書は、同計画に基づき、平成8年2月に制定された「被害者対策要綱」に従い推進されてきた施策の効果を明らかにし、その問題点について分析することにより、被害者対策の今後の在り方の検討に資するために作成されたものである。

評価の対象とした政策等

1 警察の被害者対策

警察の被害者対策とは、警察の活動のうち、犯罪の被害者(その遺族を含む。以下同じ。)の視点に立ち、被害者のニーズに対応する形で行われる被害者をめぐる活動をいい、被害者の被害の回復、軽減及び再発防止、犯罪の捜査その他の警察活動による被害者の負担の軽減等を目的とする。

被害者対策を推進するに当たっての基本的考え方は、次のとおりである。

警察の設置目的の達成

警察は、個人の権利と自由を保護することを目的に設置された機関である。したがって、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然に行うべき事柄である。被害者対策は警察の本来の業務であり、警察は被害者を保護する立場にある。

捜査活動への被害者の協力確保

被害者の申告、供述を確保することは、事件の端緒の把握及び立証の上で不可欠であり、警察の捜査活動を進める上でなくてはならないものである。被害者の利益を守るために活動し、捜査過程における被害者の二次的被害(警察の捜査活動等によって、被害者にかかる更なる精神的被害等の負担をいう。以下同じ。)を軽減することは、警察の捜査への被害者の協力を確保する上で、極めて重要である。

捜査過程における被害者の人権の尊重

犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重については、被疑者の人権のみならず、被害者の人権に対する配慮も当然に含むものである。警察は、被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけることのないよう留意することが求められている。

2 評価の目的及び観点

本政策評価においては、警察の被害者対策として実施されている施策が、有効に実施されているかという観点から評価を行い、十分に効果が上がっていない施策があればその原因を明らかにし、今後の警察の被害者対策の在り方を示すことを目的とした。

3 評価の対象とした政策

本評価書の評価対象となる政策は、「被害者対策要綱」(別紙1)及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)等に基づき、警察庁及び各都道府県警察において実施されている施策のうち主なものとす

る。具体的には次のとおりである。

第1 基本的な施策の推進

1 被害者に対する情報提供

(1) 被害者の手引の作成・配布

(2) 被害者連絡

(3) 訪問・連絡活動

2 相談・カウンセリング体制の整備

(1) 相談窓口の設置

(2) カウンセリング体制の整備

3 捜査過程における被害者の負担の軽減

(1) 被害者用事情聴取室の整備

(2) 被害者対策用車両の整備

(3) 指定被害者支援要員制度の運用

(4) 司法解剖後の遺体の修復及び搬送に要する経費の支給

(5) 診断書料、初診料及び検案書料の支給

4 被害者の安全の確保

5 犯罪被害給付制度の適切な運用

6 民間の被害者支援団体等関係機関・団体との連携

第2 被害者の特性に応じた施策の推進

1 性犯罪の被害者に対する支援

2 被害少年に対する支援

3 悪質商法等に係る被害者対策

(1) 取締り

(2) 電話相談活動

(3) 広報啓発活動

4 暴力団犯罪に係る被害者対策

(1) 暴力団犯罪に関する相談の受理及び適切な対応

(2) 暴力団員等を相手方とする民事訴訟支援

(3) 企業対象暴力対策

(4) 行政対象暴力対策

(5) 民事介入暴力対策に関する警察職員の教育訓練

5 交通事故被害者に対する被害者対策

(1) 交通事故の被害者への情報提供

(2) 相談・カウンセリング体制の整備等

(3) 捜査過程における被害者の負担の軽減

6 配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に係る被害者対策

- (1) 職員に対する研修
- (2) 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保
- (3) ストーカー事案の被害者の安全確保

4 政策所管課及び評価を実施した時期

(1) 政策所管課

長官官房給与厚生課
生活安全局生活安全企画課
生活安全局地域課
生活安全局少年課
生活安全局生活環境課
刑事局刑事企画課
刑事局捜査第一課
刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
交通局交通企画課

(2) 評価を実施した時期

平成14年から平成16年までの間

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価書の作成に当たっては、外部の有識者からなる「警察の被害者対策」政策評価検討委員会(別紙2)を設置し、その助言(別紙3)を得るとともに、平成16年11月29日に開催した警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

都道府県警察、民間の被害者支援団体等に対して実施したアンケート調査の結果や犯罪被害者実態調査報告書(以下「報告書」とする。)を用いた。

(1) 報告書の実施主体

被害者学、精神医学等の専門家から成る犯罪被害実態調査研究会(平成15年12月当時)

座長	椎橋隆幸	中央大学法学部教授
委員	奥村正雄	同志社女子大学現代社会学部教授
	小西聖子	武蔵野大学人間関係学部教授
	三邊夏雄	横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授
	辰野文理	常磐大学国際学部助教授
	渡邊和美	科学警察研究所防犯少年部環境研究室主任研究官

(2) 調査概要

平成10年から平成12年までの間に事件が発生し、各都道府県警察が対応した被害者(事件が解決したか否かにかかわらず、調査対象者とした。)を対象に、犯罪の被害がもたらす影響、被害者に対する援助活動、警察における被害者への対応及びその他の機関による被害者への対応について、アンケート形式の調査を実施した。

被害者対策要綱

第 1 総則

1 要綱の目的

この要綱は、警察が、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 被害者

この要綱において被害者とは、犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。以下同じ。）による被害を受けた者及びその遺族をいう。

(2) 警察の被害者対策

警察の被害者対策とは、警察の活動のうち、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応する形で行われる被害者をめぐる活動をいう。

3 被害者対策の基本的考え方

警察が被害者対策を推進するに当たっての基本的考え方は、次のとおりである。

(1) 警察の設置目的の達成

警察は、「個人の権利と自由を保護」することを目的に設置された機関である。したがって、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然に行うべき事柄である。被害者対策は、警察の本来の業務であり、警察は被害者を保護する立場にある。

(2) 捜査活動への被害者の協力確保

被害者の申告、供述等の協力を確保することは、事件の端緒の把握及び立証の上で不可欠なものであり、警察の捜査活動を進める上でなくてはならないものである。被害者の利益を守る活動を行い、捜査過程における被害者の二次的被害（警察の捜査活動等によって、被害者に更なる精神的被害等の負担をかけることをいう。以下同じ。）を軽減することは、警察の捜査への被害者の協力を確保する上で、極めて重要な事柄である。

(3) 捜査過程における被害者の人権の尊重

犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重については、被疑者の人権のみならず、被害者の人権に対する配慮も当然に含むものである。警察は、被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけることのないよう留意することが求められている。

4 被害者対策推進上の基本的留意事項

(1) 被害者のニーズへの対応

被害者対策は、被害者の立場に立ち、被害者のニーズに合理的に対応する形で行い、被害者が何を望んでいるか、被害者に何が必要かを常に念頭に置いて推進する。

(2) 総合的な施策の推進

警察と被害者とのかかわりが広範なものであることに留意し、従来の施策の被害者

の視点に立った見直しと新たな施策の推進とを、組織全体において総合的に推進する。

(3) 重点的な施策の推進

被害者対策の推進においては、犯罪による直接的被害とその後の第二次的被害の両面において大きな問題を抱えている身体犯の被害者、特に女性の性犯罪被害者並びに殺人及び傷害致死に係る遺族の抱える問題への対応に重点を置く。また、少年である被害者（以下「被害少年」という。）についても、その後の健全育成の観点から、被害者対策上の重要な対象とする。

(4) 他機関、民間団体等との連携

被害者のニーズは生活上の支援を始め極めて多岐にわたっており、警察においてそのすべてに対応することはできないことから、他機関、民間団体等との連携を進め、実効性のある対策の推進に努める。

(5) 各都道府県警察における独自施策の推進

「第2 個別分野施策の推進」に掲げる施策は、全都道府県警察において当面推進し、又は将来的に実施を図るものであるが、各都道府県警察においては、これらのほか、それぞれの実情に応じた独自の被害者対策の推進を図る。

第2 個別分野施策の推進

被害者が置かれている現下の状況に対処するため、次の諸施策を推進する。

1 被害者の救援

(1) 被害者への情報の提供

ア 「被害者の手引」の作成配布

被害者が必要とする情報を早期かつ包括的に教示し、あわせて捜査活動についての協力を依頼するため、当面、必要性の高い身体犯について、被害者への慰めの言葉、刑事手続の概要、被害者に役立つ関係機関・団体の連絡先等について記載したパンフレットを作成し、被害者に配布する。

手引の内容については、警察庁において、モデルを作成し、別途通達する。被害者に役立つ関係機関・団体については、被害者の支援を目的とする民間団体のほか、各都道府県内における行政機関（福祉関係機関等）及び各種団体等（医療関係機関、弁護士会等を含む。）のうち、被害者に意味のあるサービスを提供し得るものをできる限り幅広く調査してパンフレットに記載するとともに、それらの機関、団体等との連携を図る措置を講じる。

イ 被害者連絡担当係の設置

被害者に対する事件に関する情報の適切な連絡と被害者からの照会に対する確実な対応を確保するため、刑事庶務に関する業務を行っている者を被害者連絡担当係に指名し、事件担当捜査員による身体犯の被害者との連絡状況の把握、指導を行わせるとともに、被害者からの各種の照会に応じる窓口としての業務を行わせる。被害者連絡担当係の業務の指導は、本部の刑事総務担当課（指導係）において行う。

なお、警察庁において、担当捜査員の事務の内容、教養等の実施についての要領等を策定し、別途示す。

ウ 被害者への訪問・連絡活動の推進

地域部門による被害者への積極的な訪問等により、捜査状況、被害回復、被害拡

大防止等に関する情報の提供及び被害者からの相談の受理を行い、もって被害者の当該事件の処理状況等を知りたいとするニーズにこたえとともに、被害者が再び被害に遭うことを予防し、及びその不安感の解消に努める。地域部門によるこの活動のため、捜査部門等関係部門は、地域部門に対し被害者情報の提供等を行う。この活動の推進に当たっては、訪問活動が被害者の体面等を傷つけ、あるいは精神的な負担となることのないよう、事案の態様に応じた配慮を行う。

なお、従来各都道府県警察において独自に行われていた被害者への訪問活動等の施策については、警察庁においてその効果について検証し、システム化を図る。

エ ひき逃げ事件被害者に対する捜査状況の連絡のマニュアル化

交通事故の中でも捜査状況に対して関心の高いひき逃げ事件につき、被害者に対する捜査状況連絡制度を設ける。実施方法については、警察庁において別途通達する。

(2) 被害者の精神的被害の回復への支援

ア 被害者カウンセリング等連絡体制等の整備

被害者が抱えている様々な問題の中でも、特に深刻な問題である精神的な被害に対応するため、被害者の支援を目的とする民間ボランティア団体等との連携、協力関係の確保を図り、カウンセリング等被害者の精神的被害の回復・軽減に向けた活動を行う機関、団体に関する情報を被害者に積極的に提供する。民間ボランティア団体等との連絡窓口については、各都道府県の実情及び当該団体等の支援等の内容に応じ適切と認められる部門に設置することとするが、当該部門以外の他部門においてもこれらの団体への積極的な協力を図る。

あわせて、当面は、条件が整った都道府県警察において、警察本部等に被害者のカウンセリングを行う専門家を配置・育成する。

イ 被害少年への支援体制の確立

被害少年の保護に関することを少年警察部門の事務として明確に位置付けた上で、犯罪の被害が少年に与える影響の緩和等を図るため、少年相談専門職員、婦人補導員等による継続的なカウンセリングの実施等によるフォローアップを行う。このため、婦人補導員等被害少年のフォローアップを担当する要員の充実と教養の強化を図る。

なお、警察庁においては、少年課の所掌事務として、「犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為による被害を受けた少年の保護に関すること」を明記し、少年警察活動要綱における少年被害者の保護に関する規定の整備、被害少年の実態等に関する調査を行うほか、被害少年の支援対策についての実施要領の策定等を行う。

(3) 被害の補償・被害品の回復

ア 被害回復センターの設置

被害品の発見を促進し、被害者の被害回復を図るため、盗品等に関する情報を、被害品の発見及び盗品等の流通の防止を行う民間団体に提供する。当面、民間団体と調整の上、自動二輪車及び原動機付自転車について実施することを目指す。

なお、警察庁において、関係団体との調整を行った上で、国家公安委員会規則の制定等を行う。

イ 速やかな還付手続等の徹底

犯罪捜査、地域警察活動等において、被害品の発見等に至った場合は、早期の還付（又は仮還付）手続による速やかな被害回復に努める。このため、証拠品の適正な保管・管理を行う。

ウ 犯罪被害者等給付金支給法の適切な運用

犯罪被害者等給付金支給法の運用に関し、被害者のニーズを踏まえ、支給事務の迅速化、適正化を図る。

エ 暴力団被害者に対する援助措置等の充実

暴力団員による暴力的要求行為の相手方に対する財産的被害の回復のための援助について、被害回復アドバイザーを活用しつつ、充実を図る。また、暴力団員による不当な行為の被害者への都道府県暴力追放運動推進センターによる民事訴訟の支援等の救援に対し、積極的な協力を行う。

2 捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減

ア 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理については、従来行われてきた施策を適切に運用し、被害者の立場に立った対応に努める。なお、犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案に関し、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては、紹介等の措置を行う。

イ 犯罪捜査における被害者への対応の組織的改善

警察の犯罪捜査における被害者への対応を組織的に適切に行うため、被害者への対応に関し、基本となるべき事項を明らかにした上で、捜査員等への教養を行う。あわせて、被害者への適切な対応を適正捜査の要素として位置付け、捜査指導部門において継続的に推進する。

なお、警察庁においては、犯罪捜査規範及び少年警察活動要綱を改正し、被害者への対応、プライバシー保護に関する基本的事項を取り入れる。また、捜査官、地域警察官用の被害者対応マニュアルの整備を推進する。

ウ 性犯罪捜査における婦人警察官による事情聴取の拡大等

強姦等の性犯罪の被害者が警察の事情聴取により受ける精神的被害を緩和する上で、被害者が希望する場合には同性による事情聴取が行われることが望ましいことから、同性による事情聴取を拡大するものとする。このため、捜査能力を有する婦人警察官を育成するとともに、各都道府県の実情に応じ、婦人警察官による事情聴取を行うことができるような配置・運用に努める。また、男子警察官が被害者の事情聴取を行う場合に、婦人警察官を事情聴取の際の補助者や、被害者との連絡業務担当者として活用することも、併せて推進する。

エ 性犯罪捜査指導官の設置

性犯罪の被害者からの事情聴取を適切に行うことにより、被害の潜在化の防止と被害者の精神的負担の軽減を図るなど、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、各都道府県警察本部の捜査第一課に、各警察署での性犯罪捜査の指導等を担当する性犯罪捜査指導官（当面兼務も可）を設置する。

オ 犯罪被害者への旅費の支給

被害者を参考人旅費の支給の対象としていない都道府県警察にあっては、これを支給の対象に含めるものとし、極めて遠距離にある被害者を呼び出す等、被害者に著しく大きな経済的負担を伴うような場合については、旅費の支給ができるよう努める。

3 被害者等の安全の確保

ア 暴力団の被害者等の安全の確保

暴力団からの被害を受けた者又は参考人等の安全を確保するため、緊急通報装置等必要な装備資機材の整備を更に積極的に推進するほか、保護対策の一層の充実を図る。なお、暴力団の被害者以外の被害者や参考人についても、脅迫や嫌がらせ等を受けるおそれがあると認められる場合には、これに準じ適切な措置を講ずるとともに、被害者等がその不安を訴えた場合には適切にこれに対応するものとする。

また、暴力団員による不当な行為等に関し、被害者からの相談に的確に対応するとともに、都道府県暴力追放運動推進センターによる相談業務の円滑な運営に積極的に協力する。

イ 女性警察職員による被害相談体制の整備

女性の被害であって警察に容易に相談しにくいものについて、警察への相談をしやすくすることにより、被害者の安全の確保、被害防止を図る。このため、各都道府県の実情に応じ、婦人警察官、婦人補導員等女性警察職員による相談所、相談電話の設置等、被害相談体制の整備に努める。

ウ 家出・行方不明者対策の強化

家出・行方不明者のうち、犯罪被害等に遭うおそれの強い者の早期発見・保護、被害予防のため、「いのちの電話」等の民間相談機関との連携を図る等対策を強化する。

エ 生活安全情報の提供、相談の強化

犯罪の被害者等が自ら犯罪の予防、拡大防止、被害回復の手段等を講じていくことができるようにするため、警察総合相談等を通じた相談の受理、必要な情報の提供等をさらに推進し、充実を図る。また、相談業務においては、声かけ事案等犯罪に至らない事案に関するものなどについても、地域住民の要望に応じた情報を積極的に提供していく。

4 被害者対策推進体制等の整備

ア 被害者対策推進体制の整備

警察庁においては、被害者対策を総合的かつ継続的に推進するため、長官官房給与厚生課に、被害者対策の企画・調査・総合調整機能を持つ犯罪被害者対策室（仮称）を設置する。部外の被害者関係団体等との対応も同室で行う。併せて、警察庁に被害者対策推進委員会を設置し、各施策の実施・推進状況を把握して、必要な調整を行うこととする。

都道府県警察においても、被害者対策に関し、各部門が実施する施策の総合調整を行い、かつ、部外の被害者関係団体等との対応窓口として活動する任務を持つ部門（被害者担当部門）を定め、各都道府県の実情に応じ、そのために必要な体制等を整備するものとし、被害者対策の全庁的な取組みの方針、施策を決定し推進する

ための委員会の設置等を行う。被害者担当部門においては、被害者対策の総合的な運営に関して、警察庁の犯罪被害者対策室（仮称）と緊密な連携をとるとともに、部外の被害者支援団体等の被害者対策にかかわる関係団体、機関との対応と、それら団体等の活動状況の把握に努める。

イ 被害者との対応に関する基本原則の組織全体への徹底と教養の実施

被害者と接する第一線警察官に対し、被害者対策についての教養を行う。

なお、警察庁においては、組織全体について「被害者の安全を守るとともに、警察官が被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけない」という警察の被害者との対応に関する基本原則を徹底するための措置を講じるとともに、あわせて警察官に対する被害者問題に係る教養の方法についての研究、教養の実施に必要なカリキュラム、資料等の整備を推進する。

ウ 犯罪被害救援基金等との連携の強化

財団法人犯罪被害救援基金の活動について、奨学金支給対象者の選定に係る協力要請への対応を引き続き行うとともに、同基金の調査活動、被害者支援活動等に積極的に協力する。また、同基金の支援を受ける民間団体等の活動についても、協力を求められた場合には、これに応じるものとする。

「警察の被害者対策」政策評価検討委員会名簿

氏 名	役 職 名
大久保恵美子	社団法人被害者支援都民センター事務局長
椎 橋 隆 幸	中央大学教授
富 田 信 穂	常磐大学教授
宮 澤 浩 一	慶應義塾大学名誉教授
山 上 皓	東京医科歯科大学教授

(五十音順 敬称略)

「警察の被害者対策」政策評価検討委員会委員からの意見

1 評価の方法及び評価書の構成等について

各政策について、それぞれ課題が記述されているなど、今後の方向性が明らかにされていることは評価できる。

評価のための指標として用いた各都道府県警察、民間被害者支援団体等からの資料等については、現実問題として、被害者対策の効果を定量的に分析できるものが限られていることから、警察の被害者対策の現場において取り扱われた各種事例を分析の手段として数多く評価書に盛り込んだことは、一つの方法として評価できる。

他方、被害者対策の究極的目的に照らせば、政策を推進したことにより、どのようにして被害者等の受けた被害の回復や軽減が図れたのか、その後の立直りの状況はどうかなどを分析することが必要であり、そのための方法としては、被害者等に対して、追跡調査等のアンケート調査を行うことも考えられるが、被害者等の負担等を考えた場合、難しい側面もあり、慎重に行う必要がある。

警察の被害者対策の出発点となっている「被害者対策要綱」そのものの現時点での評価、分析が必要ではないか。

2 警察の被害者対策全般について

平成8年からの短い期間に、総合的にここまでの政策を実施してきたことは、評価できる。

着実に警察の被害者対策が成果を挙げ進展してきていることが、評価書から読み取れる。

3 各政策について

民間被害者支援団体で被害者等に対応していると、警察の被害者の手引の中に記載されている電話番号を見て、相談をしたという人が増えてきていることから、政策の定着の状況がうかがえる。

警察組織として被害者カウンセラー同士の交流の場を提供したり、専門家の助言等を受ける環境の整備が必要である。

被害者等の生活を支援する観点からは、相談やカウンセリングに地域の力を活用することが望ましく、社会福祉士等関係する幅広い分野の方々の参加を促進すべきである。

警察の相談対応にせよ、民間被害者支援団体の行う相談対応にせよ、専門的なカウンセリングという側面をあまりに重視し過ぎると、現実的な支援がかえって手薄になってしまうか。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律による犯罪被害者等給付金の支給対象

及びその給付金の金額について、拡充等を図れないか。

民間被害者支援団体の財政的基盤確立のために、加害者からの罰金等を充てることを検討すべきではないか。

民間被害者支援団体のボランティア育成のため、その指導者の養成が急務であり、その点についての行政の支援、取組みも期待される。

各都道府県の民間被害者支援団体の能力やサービスについて格差が認められることから、全国的な観点からの調整、指導が必要ではないか。

警察と民間被害者支援団体の関係においては、全般に良好な関係が保たれ連携が図られているが、より一層対等のパートナーシップを目指すべきである。

一部の統計については、政策の具体的な実施状況を把握するには、不十分な点があるものもあり、今後統計の取り方等について検討すべきである。

政策効果の把握の結果

第1 基本的な施策の推進

1 被害者に対する情報提供

予期せぬ事件に遭遇した被害者は、受けられる支援や刑事手続の概要等が分からず、不安に思うことが多い。そこで、被害者に対し必要な情報を提供することで、被害者が再び被害に遭うことを予防し、その不安感の解消に努めている。

(1) 施策の目的

被害者が再び被害に遭うことを予防し、その不安感を解消すること。

(2) 取組みの内容

ア 被害者の手引の作成・配布

被害者が必要とする情報を早期かつ包括的に教示し、併せて捜査活動に対する協力を依頼するため、刑事手続の概要、被害者に役立つ関係機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し、原則として、被害受理の際に、捜査員が被害者に配布している。被害者の手引は、遺族用、性犯罪被害者用等複数の種類のものを作成している。

イ 被害者連絡

殺人、傷害、強姦等の身体犯、ひき逃げ事件の被害者及び交通死亡事故の遺族に対し、捜査員が、捜査の進ちょく状況、被疑者の氏名、年齢、処分結果等の情報を提供している。

また、刑事庶務に関する業務を行っている者を被害者連絡担当係に指名し、捜査員による被害者との連絡活動の管理業務及び被害者からの照会に応じる窓口業務を行わせている。

ウ 訪問・連絡活動

地域警察官が、被害者宅を訪問し、又は書面等による連絡を行い、捜査の進ちょく状況、被害の回復又は拡大防止等に関する情報を提供するとともに、被害者からの相談を受理している。なお、被害の態様によっては、対応者を女性警察官とするようにしている。

(3) 取組みの効果を把握する手法

被害者の手引の配布数、重要犯罪の認知件数並びにひき逃げ事件及び

交通死亡事故の発生件数、被害者連絡を実施した被害者の数、訪問・連絡活動を実施した被害者の数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、報告書及び各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 被害者の手引の作成・配布

重要犯罪の認知件数並びにひき逃げ事件及び交通死亡事故の発生件数の合計は、平成14年から平成15年にかけて減少しているにもかかわらず、被害者の手引の配布数は5.8%増加しており、平成16年上半期も引き続き配布数は増加している。

被害者の手引の配布状況

	H.14	H.15	H.16(上半期)
被害者の手引の配布数(冊)	29,156	30,853	15,820
重要犯罪の認知件数並びにひき逃げ事件及び交通死亡事故発生件数の合計(件)	19,195	18,560	—

注：被害者の手引の配布数が集計されている19県を対象とした。

イ 被害者連絡

被害者連絡の対象となる被害者の数に対する被害者連絡を実施した被害者の数の割合は、平成15年は83.5%（前年比9.7%増）、平成16年上半期は82.4%であり、高い割合を維持している。

被害者連絡の実施状況

(単位：人)

	H.14		H.15		H.16(上半期)	
	対象被害者数	実施被害者数	対象被害者数	実施被害者数	対象被害者数	実施被害者数
合計	43,258	31,930	43,617	36,432	19,673	16,208

ウ 訪問・連絡活動

被害者連絡を実施した被害者のうち、平成14年は25.5%、平成15年は24.9%、平成16年上半期は25.1%の者に対して、その要望に基づき訪問・連絡活動を実施している。

訪問・連絡活動の実施状況

(単位：人)

	H.14			H.15			H.16(上半期)		
	対象罪種	対象以外	計	対象罪種	対象以外	計	対象罪種	対象以外	計
実施被害者数	6,606	1,552	8,158	7,526	1,531	9,057	3,245	837	4,082

注：対象罪種は、身体犯、ひき逃げ事件及び交通死亡事故である。

エ 報告書の調査結果

(ア) 被害者の手引の配布状況(報告書 P.76) (単位：%)

もらった	17.7
もらっていない	55.3
覚えていない	27.0

(イ) 情報提供の頻度(報告書 P.78) (単位：%)

	平均	H.10	H.11	H.12
かなり頻繁に	12.6	8.8	8.2	18.4
定期的に	13.4	11.8	14.8	14.2
たまに	32.5	32.4	34.4	34.0
ほとんどなし	18.4	24.5	17.2	12.1
全くなし	13.1	13.7	13.9	11.3
覚えていない	10.0	8.8	11.5	9.9

オ 事例

(ア) 効果的事例

- 被害者の手引の裏面に担当者の氏名と連絡先が記載してあり、安心したとの感想が遺族から寄せられた。
- 事件直後は気が動転して読めなかったが、事情聴取が終わり、先行きを不安に思っていたときに、配布された被害者の手引が参考になったとの感想が性犯罪の被害者から寄せられた。
- マスコミに発表する前に、被害者に捜査の進ちょく状況を連絡したところ、感謝された。
- 性犯罪の被害者宅に、地域警察官が励ましの言葉を記載したメモを投函したところ、心強く感じられたと感謝された。
- 地域警察官が被害者宅を訪問したところ、被害者が加害者の出所時期を知りたがっていたので、検察庁の被害者等通知制度を教示したところ、感謝された。

(イ) 改善を要する事例

- 被害者の手引が配布されていなかったため、被害者からその配布を求められたことがあった。
- 高齢の被害者から、内容が難しく、字も小さいといった苦情が寄せられた。
- 捜査員の人事異動に伴う事務引継ぎが徹底されなかったため、被害者連絡に支障が生じた。

- ・ 捜査員から地域警察官に被害者の希望する訪問・連絡活動の実施方法が正確に伝わらなかったため、被害者に不快な思いをさせた。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 被害者の手引の作成・配布

報告書によると、被害者の55.3%が被害者の手引の配布を受けていないと回答している。これは、施策の重要性を十分に認識していない職員がいること、被害者の心情に配慮する余り配布時機を失ってしまう場合があることなどが原因と考えられ、今後、担当者への指導を更に徹底する必要がある。

また、高齢の被害者のために、文字を大きくするなど、更なる工夫をする必要がある。

イ 被害者連絡

被害者連絡は、原則として被害者の要望に基づき実施しているが、警察と被害者との間の意思疎通が不十分なことから、苦情が寄せられることも多い。また、人事異動時の引継ぎが円滑になされなかった事例も報告された。今後、担当職員への指導や捜査幹部による制度の運用状況の検証を徹底する必要がある。

ウ 訪問・連絡活動

訪問・連絡活動に際して、捜査員から地域警察官に被害者の要望が正確に伝わらなかった事例が報告されており、今後、事件担当課と地域課との間の連携を一層強化する必要がある。

2 相談・カウンセリング体制の整備

事件や事故の被害者は、捜査手続等が分からずに不安になることが多い。また、精神的被害が大きい場合には、専門家による助言が必要である。そこで、相談窓口を整備したり、カウンセリング体制を充実したりすることで、精神的被害の回復・軽減に努めている。

(1) 施策の目的

被害者の精神的被害の回復・軽減を図ること。

(2) 取組みの内容

ア 相談窓口の設置

全国共通の相談専用電話「#9110」を運用している。また、警察総合相談室を各都道府県警察本部に設置しているほか、電話相談窓口を、性犯罪、少年犯罪、交通事故等事件又は事故の種類別に設置している。

さらに、暴力追放運動推進センターや交通安全活動推進センターでも相談に応じている。

イ カウンセリング体制の整備

精神的被害の早期回復を図るため、カウンセリングに関する専門的な知識及び技能を有する者を採用している。

また、警察のカウンセリングだけでは十分に対応できない場合には、部外の精神科医や臨床心理士等の専門家に対してカウンセリングを委嘱している。

(3) 取組みの効果を把握する手法

電話相談受理件数、カウンセリングを実施した被害者数、被害者カウンセラーの配置数、カウンセリングの実施件数及び部外専門家への委嘱数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 相談窓口の設置

平成15年の電話相談受理件数は前年より42.9%増加し、平成16年上半期も前年の受理件数の半数を上回っている。

電話相談受案件数 (単位：件)

	H.14	H.15	H.16(上半期)
電話相談受案件数	94,550	135,077	67,554

イ カウンセリング体制の整備

カウンセリング専門職員の配置数は、平成14年は165人、平成15年は186人、平成16年は201人と年々増加している。また、カウンセリングの実施件数も、平成15年は3,272件と前年より3.9%増加している。さらに、カウンセリングを委嘱している部外専門家の人数も、平成16年は447人と前年より18.6%増加している。

(ア) 警察本部の被害者カウンセラーの体制及び活動状況

	H.14		H.15		H.16(上半期)	
	支援被害者	実施件数	支援被害者	実施件数	支援被害者	実施件数
カウンセリングの実施状況	639人	3,149件	726人	3,272件	451人	1,597件
被害者カウンセラーの配置数	165人		186人		201人	

(イ) 部外専門家の委嘱状況 (単位：件)

	H.14		H.15		H.16(上半期)	
	委嘱数	支援数	委嘱数	支援数	委嘱数	支援数
精神科医	68	63	131	58	116	34
臨床心理士	118	287	180	326	266	166
その他	66	89	66	79	65	21
計	252	439	377	463	447	221

ウ 事例

(ア) 効果的事例

- ・ 外出もできなくなるほどの精神的被害を受けた被害者が、定期的かつ長期間にわたるカウンセリングにより回復し、外出できるようになったと感謝された。
- ・ 事情聴取の実施が困難であった被害者に対し、臨床心理士が数回にわたり家庭訪問を行ってカウンセリングを行った結果、事情聴取が可能となり、捜査に対する協力が得られた。

(イ) 改善を要する事例

- ・ 女性の相談者に男性の担当者が対応したところ、相談者が話をしなくなった。
- ・ 警察が対応すべき内容の相談であるにもかかわらず、民間の被害者支援団体に相談するように教示した。

- ・ 被害の現状を間近に見ることで極めて強いストレスを受け、相談に対応できなくなる被害者カウンセラーがみられた。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 相談窓口の設置

依然として女性の相談担当者は不足しており、それを確保する必要がある。また、一部の民間の被害者支援団体からは警察の相談対応の不備が指摘されており、担当者に対する指導の徹底により対応能力を向上させるとともに、警察と民間の被害者支援団体との間の役割分担や連携の在り方を再検討する必要がある。

イ カウンセリング体制の整備

被害の現状を間近に見ることで極めて強いストレスを受け、相談に対応できなくなる被害者カウンセラーがみられたため、職員のメンタルヘルスに配慮し、効果的に業務を行わせる必要がある。

3 捜査過程における被害者の負担の軽減

事情聴取や司法解剖が被害者に大きな精神的負担を与える場合があることなどから、二次的被害を与えないように配慮すべきである。そこで、必要な施設や装備を整備したり、指定被害者支援要員制度を効果的に運用したりすることで、捜査過程における被害者の負担を軽減するよう努めている。

(1) 施策の目的

捜査過程における被害者の様々な負担を軽減すること。

(2) 取組みの内容

ア 被害者用事情聴取室の整備

被害者に不安感を与えず、安心して事情聴取に応じられるように、被害者用事情聴取室を設け、鉄格子等の設備をなくしたり、室内の採光、照明に配慮したりすることなどの措置を講じている。

イ 被害者対策用車両の整備

平成12年から3か年計画で被害者対策用車両を都道府県警察に配備し、事情聴取や病院、裁判所等への送迎に活用している。

ウ 指定被害者支援要員制度の運用

必要に応じ、捜査員とは別の警察職員を被害者支援要員として指定し、事件発生直後から付添いや要望の聴取を行わせている。

エ 司法解剖後の遺体の修復及び搬送に要する経費の支給

司法解剖の切開痕を目立たないようにしたり、遺体を民間業者に委託して搬送したりする際に要する経費を支給している。

オ 診断書料、初診料及び検案書料の支給

被害者に対して診断書料及び初診料を、遺族に対して被害者が死亡したことを証明するための検案書料を支給している。

(3) 取組みの効果を把握する手法

被害者用事情聴取室の整備数、被害者対策用車両の整備台数、被害者支援要員の指定数及び支援件数、司法解剖を実施した遺体数に対する遺体修復を実施した遺体数の割合等を指標とし、その推移を分析することとした。

また、報告書及び各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 被害者用事情聴取室の整備

平成12年度から5か年計画を推進した結果、現在、被害者用事情聴取室は、警察本部に124室、警察署に1,263室整備されている。

警察署対策用等の事情聴取室の整備状況（単位：室）

	H.14	H.15	H.16（上半期）
警察本部での整備数	119	132	124
警察署での整備数	1,251	1,262	1,263

イ 被害者対策用車両の整備

平成14年までに、251台の被害者対策用車両が配備されている。

被害者対策用車両の新規整備状況（単位：台）

	H.12	H.13	H.14	合計
台数	101	75	75	251

ウ 指定被害者支援要員制度の運用

指定被害者支援要員は、平成15年12月末現在、全国で2万1,377人が配置され、平成13年から平成15年までの間に9.6%増加している。また、平成15年の活動件数は3万552件であり、平成13年から平成15年までの間に14.6%増加している。

被害者支援要員の指定数及び支援件数

	H.13	H.14	H.15
指定数(人)	19,513	20,478	21,377
支援件数(件)	26,665	29,930	30,552

注：支援要員の指定数は、各年とも12月末時点のものである。

エ 司法解剖後の遺体の修復及び搬送に要する経費の支給

平成14年には0%であった司法解剖を実施した遺体数に対する遺体の修復に要する経費を支給した遺体数の割合は、平成16年上半期は3.8%となっている。

また、司法解剖を実施した遺体数に対する遺体の搬送に要する経費を支給した遺体数の割合も、年々増加している。

司法解剖後の遺体修復、遺体搬送実施状況

	H.14	H.15	H.16(上半期)
司法解剖遺体数(体)	5,272	5,272	2,790
遺体の修復に要する経費の支給件数(%)	0(0.0)	37(0.7)	107(3.8)
遺体の搬送に要する経費の支給件数(%)	208(3.9)	248(4.7)	156(5.6)

オ 診断書料、初診料及び検案書料の支給

平成14年から平成15年にかけて検案書料の支給件数は横ばいで推移しているものの、診断書料の支給件数は14.6%増加し、初診料の支給件数は58.7%増加している。

診断書料、初診料及び検案書料の支給件数(単位:件)

	H.14	H.15	H.16(上半期)
診断書料	2,741	3,141	1,308
初診料	1,121	1,779	765
検案書料	467	451	222

カ 報告書の調査結果

(ア) 警察の取調べに負担を感じたか。(報告書P.69)(単位:%)

全くなかった	14.8
あまりなかった	20.4
どちらともいえない	7.8
少しあった	30.8
非常にあった	26.2

(イ) 遺体の自宅までの搬送方法(報告書P.97)(単位:%)

警察の車	9.4
遺族が手配した葬儀社の車	55.7
覚えていない・分からない	12.8
その他	22.1

キ 事例

(ア) 効果的事例

- ・ 被害者から、事情聴取室はきれいで気持ちが落ち着いたと感謝された。

- ・ 殺人事件に際して司法解剖を行ったが、病院に遺族の待合室がなかったため、被害者対策用車両を待機場所とした。
- ・ 屋外における実況見分に、被害者対策用車両を使用してプライバシーを保護し、被害者から感謝された。
- ・ 指定被害者支援要員が、性犯罪の被害者の心情に配慮して親身に対応したところ、被害者から感謝された。
- ・ 遺族から、修復後の遺体は、解剖後の傷が目立たなくなっていると感謝された。
- ・ 変死事案において、被害者の親族から司法解剖の実施を反対されたが、実施後に専門業者による遺体搬送を行ったところ、その感情が和らぎ理解が得られた。
- ・ 診断書料及び初診料の支給について、被害者から、家計に余裕がなく困っていたので助かったと感謝された。

(イ) 改善を要する事例

- ・ 被害者用事情聴取室は狭く、老朽化しているところもある。また、多数の被害者から同時に事情聴取する場合には、取調室を使用している例がある。
- ・ 死傷者が多数生じた事案が発生した際に、一時的に指定被害者支援要員が不足し、一人当たりの負担が過大なものとなったため、十分な支援ができなかった。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 被害者用事情聴取室の整備

老朽施設の改善を図る必要がある。

イ 被害者対策用車両の整備

被害者対策用車両は、すべての警察署には配備されていないため、複数の事件が同時に発生した場合は、捜査用車両を代用しており、引き続き、被害者対策用車両の更なる配備を図る必要がある。

ウ 司法解剖後の遺体の修復及び搬送に要する経費の支給

司法解剖を実施した遺体数に対する遺体の修復に要する経費を支給した遺体数の割合は、平成16年上半期で3.8%にとどまっている。また、この経費は、平成15年度から都道府県警察費補助金として予算計上しているが、これを受けて予算措置しているのは10道県警察である。また、独自に予算措置しているのは3県警察である。

司法解剖を実施した遺体数に対する遺体搬送に要する経費を支給した遺体数の割合も5.6%にとどまっている。この経費は、平成16年度から都道府県警察費補助金として予算計上しているが、これを受けて予算措置しているのは11県警察である。

今後も引き続き、都道府県警察において所要の予算措置を図り、両制度を積極的に運用する必要がある。

エ 診断書料、初診料及び検案書料の支給

初診料を支給しているのは28都府県警察に、検案書料を支給しているのは26都道県警察にとどまっている。今後も引き続き、所要の予算を確保し、本制度を積極的に運用する必要がある。

4 被害者の安全の確保

被害者は、加害者に再び危害を加えられること（以下「再被害」という。）を恐れ、警察に被害申告できないことがある。そこで、再被害防止要綱を定めて必要な措置を採り、被害者の安全を確保し、被害申告を容易にすることに努めている。

（１）施策の目的

再被害を防止して被害者の安全を確保し、被害申告を容易にすること。

（２）取組みの内容

平成13年に定めた再被害防止要綱に基づき、再被害を受けるおそれが大きく、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講じる必要がある被害者を指定し、関連情報の収集、非常時の通報要領等に関する防犯指導及び警戒措置を実施している。

（３）取組みの効果を把握する手法

再被害防止対象事件数、対象者数、緊急通報装置の貸出件数及び緊急通報件数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

（４）取組みの効果を把握した結果

ア 再被害防止対象者数等

同要綱に基づき指定された再被害防止対象事件数及び対象者数は、平成14年から平成15年にかけては横ばいであった。

再被害防止措置の実施状況

	H.14	H.15	H.16（上半期）
再被害防止対象事件数(件)	329	335	260
対象者数(人)	481	463	431

イ 緊急通報装置の活用

緊急通報装置の貸出件数は、平成14年から平成15年にかけて増加し、また、平成16年上半期で既に平成14年の件数を上回っている。

緊急通報装置の活用状況

(単位：件)

	H.14	H.15	H.16 (上半期)
貸出件数	110	149	125
緊急通報件数	14	18	7

ウ 事例

(ア) 効果的事例

- ・ 刑務所から出所後再び同じ被害者に危害を加えた加害者を、被害者からの緊急通報に基づき検挙した。
- ・ 被害者に警察通報専用の携帯電話等の装備資機材を貸し出すことで、不安が軽減され、感謝された。

(イ) 改善を要する事例

- ・ 都道府県警察間又は所属間で必要な情報が共有されず、再被害防止措置の実施が困難となった。
- ・ 指定した被害者本人の協力が得られず、効果的な措置の実施が困難となった。
- ・ 緊急通報装置の取扱い方法を被害者に十分に説明しなかったため、操作を誤った。
- ・ 被害者が他の都道府県に転居したり、刑務所出所後の加害者が他の都道府県に帰住したりすることにより、再被害防止措置の実施が困難となった。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

都道府県警察間又は所属間の連携不足や再被害防止措置の重要性に対する担当者の認識不足により、措置が不十分となる事例があり、今後は連携強化、指導の徹底を図る必要がある。

5 犯罪被害給付制度の適切な運用

平成7年に発生した地下鉄サリン事件を一つの契機として、被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を求める社会的な気運が高まった。これを受けて、平成13年に犯罪被害者等給付金支給法（現行の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律）が改正され、重傷病給付金の創設、障害給付金の支給対象範囲の拡大、遺族給付金及び障害給付金の基礎給付額の引上げ等がなされた。そこで、拡充された犯罪被害給付制度を適切に運用し、犯罪被害の早期軽減に資するように努めている。

（1）施策の目的

故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、損害賠償等の救済を受けられない被害者の犯罪被害を早期に軽減すること。

（2）取組みの内容

警察庁では、毎年10月に犯罪被害者対策について重点的に広報をしており、ポスターやパンフレットを作成している。

また、犯罪被害給付事務の担当者の増員、新任担当者の研修及び支給裁定までの標準処理期間の設定等を行い、事務の適正化、迅速化を図っている。

（3）取組みの効果を把握する手法

犯罪被害者等給付金の支給裁（決）定を受けた被害者数及び裁定金額、広報資料の作成状況、警察庁が行う事務担当者研修の受講者数、申請から裁定までの処理期間を指標とし、その推移を分析することとした。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

（4）取組みの効果を把握した結果

ア 犯罪被害給付制度の適切な運用

犯罪被害者等給付金の支給裁（決）定を受けた被害者数は、平成15年は前年に比べ36.8%増加し、裁定金額も25.2%増加している。

また、申請から1年以内で裁定を行った割合は約83%に達している。

(ア) 犯罪被害者等給付金の申請及び裁定状況

	H. 14	H. 15	H. 16 (上半期)
申請に係る被害者数(人)	393	482	262
支給裁(決)定に係る被害者数(人)	356	487	211
不支給裁(決)定に係る被害者数(人)	23	15	8
(合計)裁(決)定に係る被害者数(人)	379	502	219
裁定金額(百万円)	1,135	1,421	479

(イ) 広報資料作成数 (単位：枚)

	H. 14	H. 15	H. 16 (上半期)
パンフレット	35,500	—	35,500
ポスター	16,812	37,257	35,248
リーフレット	181,065	171,675	160,360
カード	182,574	159,195	198,972
計	415,951	368,127	430,080

(ウ) 事務担当者研修の受講者数 (単位：人)

	H. 14	H. 15	H. 16
犯罪被害給付実務研修	48	—	46
新任事務担当者研修	—	22	51
被害者対策指導研修	20	21	20
管区内事務担当者研修	132	137	139

注1：都道府県警察の事務担当者数は、144人である。

- 2：犯罪被害給付実務研修は、都道府県警察の事務担当者を対象に、警察大学校において隔年で実施している。
- 3：新任事務担当者研修は、新たに犯罪被害給付事務を担当することとなった者を対象に、警察庁において平成15年から実施している。
- 4：被害者対策指導研修は、被害者対策部門の幹部職員を対象に、警察大学校において実施している。
- 5：管区内事務担当者研修は、管区警察局の各管轄区域内の事務担当者を対象に、管区警察局が実施している。

(エ) 申請から裁定までの処理期間(単位：%)

	H. 14	H. 15
1年以内	77	83

イ 事例

(ア) 効果的事例

- ・ 殺人事件の遺族に給付金を支給した際、生活に余裕ができたと感じられた。
- ・ 被害直後は、精神的に打撃を受けたほか、治療費等の金銭の負担で思い悩むこともあったが、給付金の支給により、今後の生活に希望を持つことができたと感じられた。

(イ) 改善を要する事例

- ・ 多くの申請者が、申請後すぐに給付を受けられると考えており、裁定までの期間が思いのほか長いことについての苦情があった。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

申請者は、申請後極めて短期間で給付金が支給されと考えていることが多い。しかし、被害者の帰責事由の有無及び程度、他の公的救済制度の適用の有無等を考慮して、支給の可否や額が決定されることから、裁定にある程度の時間がかかることはやむを得ない。今後は、こうした事情を申請者に説明して理解を得るよう努めるとともに、迅速な裁定が可能となるよう事務の合理化を図る必要がある。

また、給付金が被害者の精神的、経済的被害の回復に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、本制度が被害者の一層の救済に資するよう、被害者のニーズや本制度の性格を踏まえつつ、その在り方を引き続き検討していく必要がある。

6 民間の被害者支援団体等関係機関・団体との連携

被害者の多様なニーズに的確に対応するため、司法、行政、医療等、被害者支援に係る各分野の関係機関・団体との連携強化を図っている。

(1) 施策の目的

被害者の多様なニーズに的確に対応し、実効性の高い被害者支援活動を推進すること。

(2) 取組みの内容

民間の被害者支援団体は、電話又は面接による相談、ボランティア相談員の養成、遺族の会等の被害者自助グループへの支援、広報啓発活動等を行っている。

また、平成13年に犯罪被害者等給付金支給法が改正され、都道府県公安委員会は、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適切かつ確実に行うことが認められる非営利法人を、犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）として指定できることとなった。早期援助団体は、警察から被害者の氏名や犯罪被害の概要等の情報提供を受け、被害者支援を行っている。これらの団体との連携を強化するとともに、被害者の支援策を講じている。

被害者が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたり、警察だけで対応することはできないため、関係機関・団体と連携して活動することが不可欠である。そこで、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局等から成る被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）が全都道府県で設立されている。また、犯罪の種類ごとに分科会を設けている協議会もある。

(3) 取組みの効果を把握する手法

支援団体の設立の状況、支援団体による相談受理の状況、支援団体が行った支援の状況、警察と支援団体との会議の開催状況並びに協議会の設置状況を指標とし、その推移を分析することとした。

また、報告書及び各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 支援団体との連携

平成15年における相談受理件数は前年に比べて24.7%増加しているほか、早期援助団体に対する情報提供の件数もほぼ倍増している。

支援団体が行った支援は、平成15年に実施された裁判所への付添い件数が前年の約3倍、自宅訪問・生活支援については前年の約4倍となっている。

警察と支援団体との会議は、年間平均8回以上開催されている。

支援団体が行った支援の件数に対する警察と連携して行った支援の件数の割合は、平成14年が11.0%、平成15年が21.2%、平成16年上半期は30.5%と、年々向上している。

(ア) 支援団体の設立の状況

	H.14	H.15	H.16(上半期)
団体設立数(団体)	3	6	4
累計	27	33	37
相談受理事件数(件)	8,510	10,610	5,329
早期援助団体指定数(団体)	2	1	2
累計	2	3	5
警察からの情報提供件数(件)	19	36	35

(イ) 支援団体による相談受理の状況(単位:件)

H.14	H.15	H.16(上半期)
8,510	10,610	5,329

(ウ) 支援団体が行った支援の状況(単位:件)

	H.14	H.15	H.16(上半期)
裁判所付添い	84(13)	251(82)	161(67)
検察庁付添い	10(4)	27(12)	15(6)
警察署付添い	12(2)	13(12)	7(4)
自宅訪問・生活支援	15(6)	63(24)	59(33)
法律相談付添い	28(2)	64(0)	33(8)
病院付添い	10(6)	13(6)	12(4)
その他	158(2)	329(25)	208(29)
計	317(35)	760(161)	495(151)

注:()内は、警察と連携して実施した支援の件数である。

(エ) 警察と支援団体との会議の開催状況(平成15年中)

会議回数	273回(約8.3回)
警察職員の会議参加者数	954人(約3.5人)
支援団体職員の会議参加者数	1,745人(約6.4人)

注1: 会議回数の()内は、1団体ごとの平均会議開催回数である。

2: 警察職員の会議参加者数及び支援団体職員の会議参加者数の()内は、会議開催1回当たりの参加者数である。

イ 関係機関・団体との連携

都道府県単位の協議会が全国に設立され、また、警察署単位の協議会も、平成16年上半期までに1,186の組織が設立されている。

(ア) 警察署単位の協議会の設置状況

	H.15	H.16(上半期)
設置数	6	3
累計	1,183	1,186

(イ) 都道府県単位の協議会における分科会の設置状況

	H.15	H.16(上半期)
設置数	0	6
累計	113	119

ウ 報告書の調査結果

(ア) 支援団体に対する全体的な評価(報告書P.105)

(単位: %)

不満	6.4
やや不満	6.4
ふつう	44.7
まあ満足	25.5
十分満足	17.0
計	100.0

(イ) 支援団体から受けた支援に対する評価(報告書 P.106)

(単位：%)

良かった点	実感した	実感なし
事情を良く聞いてもらえたので気が楽になった	81	19
団体の職員やボランティアが懇切な対応してくれた	59	41
公的機関が提供しないサービスを行ってくれた	32	68
警察や病院への付添いなどで心強かった	28	72
捜査や裁判等の手続について情報提供してくれた	58	42
他の機関を紹介してもらえた	41	59

悪かった点	実感した	実感なし
やり取りが下手で精神的な苦痛が和らげなかった	24	76
興味本位で話を聞かれただけという印象であった	18	82
必要なときに援助が受けられなかった	27	73
自分が希望する援助を行っていなかった	45	55
援助を行ってくれる団体へのアクセスが不便であった	31	69
相談に応じてくれる時間帯や手段が限られていた	45	55

エ 事例

(ア) 効果的事例

- ・ 被害者が、公判を傍聴したいが経験がなく不安だと訴えたことから、その旨を警察から早期援助団体に伝え、同団体職員が付添いをしたところ、大変心強く感じ、裁判の流れもよく理解できたと感謝された。

(イ) 改善を要する事例

- ・ 人的及び財政的基盤が脆弱である支援団体は、活動が不十分な場合があった。
- ・ 市町村合併の進展により、警察署の管轄区域が変更になったことから、警察署単位の協議会の中には、支援活動が不十分になる例があった。
- ・ 死傷者が多数生じた際の連携について、意思統一やマニュアル作りがなされておらず、不安があるとの報告があった。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 支援団体との連携

支援団体が設立されていない県があるほか、支援団体間で活動内容に格差が存在しているため、引き続き、設立及び運営に対する支援を行っていく必要がある。

また、警察と支援団体は、適切に役割を分担する必要があり、これを徹底する必要がある。

さらに、支援団体が、被害者の支援事業を適正かつ確実に行うことができるようにするため、広報啓発活動を通じて活動内容やその重要性を広く周知することなどにより、人的及び財政的基盤の確立を支援する必要がある。

イ 関係機関・団体との連携

死傷者が多数生じた際の連携について、意思統一やマニュアル作りが遅れている。これは、協議会が一般的な情報交換の場にとどまっていることが原因である。今後、連携要領を作成する必要がある。

また、市町村合併の進展により、警察署単位の協議会の中には、支援活動が不十分になる例があるので、これを改組する必要がある。

第2 被害者の特性に応じた施策の推進

1 性犯罪の被害者に対する支援

性犯罪の被害者は、周囲の反応や警察の事情聴取に対する不安、犯人からの仕返しへの恐怖を感じている。

そこで、被害者の精神的負担の軽減、被害の潜在化の防止、適正かつ強力な性犯罪捜査の推進等に努めている。

(1) 施策の目的

性犯罪の被害者の精神的負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止すること。

(2) 取組みの内容

性犯罪に関する相談電話の設置、被害者の身体からの証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットの整備、実況見分の際に使用するダミー人形の整備等を推進している。

また、警察本部に、警察署が行う性犯罪捜査の指導等を担当する性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を設置するとともに、性犯罪の捜査に当たる性犯罪捜査員等として女性職員を指定している。

(3) 取組みの効果を把握する手法

性犯罪に関する相談電話に寄せられた相談の受理件数、性犯罪証拠採取セット及びダミー人形の整備数、性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係員の人数等を指標とし、その推移を分析することとした。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 性犯罪の被害者に対する支援状況

全国に設置された性犯罪に関する相談電話に寄せられた相談の平成15年中の受理件数は、前年に比べて9.9%減少している。

平成14年から平成16年にかけて性犯罪証拠採取セットの整備数はほぼ横ばいで推移したが、ダミー人形の整備数は20.6%増加した。

同期間中の全国の性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係員の人数はほぼ横ばいで推移した。

女性の性犯罪捜査員等の人数は増加しており、平成14年から平成16年にかけて18.1%増加している。

(ア) 性犯罪に関する相談電話に寄せられた相談の受理件数

(単位：件)

H.14	H.15	H.16(上半期)
13,010	11,726	4,762

(イ) 性犯罪証拠採取セット及びダミー人形の整備数

	H.14	H.15	H.16
性犯罪証拠採取セット(個)	2,598	2,676	2,435
ダミー人形(体)	991	1,086	1,195

(ウ) 性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係員の人数(単位：人)

H.14	H.15	H.16
319	307	336

(エ) 女性の警察職員の性犯罪捜査員等への指定数(単位：人)

H.14	H.15	H.16
3,872	4,162	4,572

イ 事例

- ・ 性犯罪の被害に遭った女性が来院したが、警察に届け出ていないようだと言師から連絡を受けたため、性犯罪捜査員が女性を説得した。その結果、女性は被害を申告し、これを端緒に連続強姦被疑者を逮捕した。
- ・ 性犯罪証拠採取セット及びダミー人形を活用したところ、被害者から、しゅう恥心が緩和されたと感謝された。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

性犯罪捜査員等の人数は着実に増加しているが、小規模県では性犯罪捜査員等に指定された女性職員を複数の警察署で共同運用している場合もある。今後は、更に女性の性犯罪捜査員等を増やす必要がある。

2 被害少年に対する支援

人格形成期にある少年が虐待等の犯罪被害に遭った場合、心身に受ける傷は成人に比べて大きく、その後の非行や問題行動の原因となることもある。そこで、こうした少年の特性に配慮しながら、関係機関・団体と連携して、再被害の防止を図るとともに、立直りを支援している。

(1) 施策の目的

虐待等の犯罪被害に遭った少年の再被害を防止するとともに、その立直りを支援すること。

(2) 取組みの内容

被害少年を継続的に支援する少年補導職員及び少年相談専門職員を増員し、これを適切に配置している。また、地域の民間ボランティアを被害少年サポーターとして委嘱し、少年補導職員の指導及び助言の下、被害少年を支援している。さらに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員がいつでも専門的な助言を受けることができるようにしている。

また、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の改正を踏まえ、児童虐待事案の早期発見と関係機関への迅速かつ確実な通告、児童相談所長による立入調査等に対する適切な援助を実施しており、併せて、刑事事件として取り扱うべき事案を厳正に捜査している。

(3) 取組みの効果を把握する手法

被害少年に対する支援体制の整備状況、児童虐待事件の態様別検挙状況等を指標とし、その推移を分析することとした。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考にした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 被害少年に対する支援

少年サポートセンターの設置数は増加しており、平成16年4月末現在、181か所設置されている。このうち55か所は、少年や保護者が相談しやすいように警察施設以外の施設に設置されている。

被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱数は、平成16年4月末現在136人で、その内訳は、精神科医62人（45.6%）、臨床心理士43人

(31.6%)、大学教授14人(10.3%)となっている。

(ア) 少年サポートセンターの設置数 (単位：箇所)

	H.14	H.15	H.16
少年サポートセンターの設置数	171	179	181
うち警察施設内	122	128	126
うち警察施設外	49	51	55

(イ) 少年補導職員及び少年相談専門職員の配置数(単位：人)

	H.14	H.15	H.16
少年補導職員	992	993	994
少年相談専門職員	99	105	91
計	1,091	1,098	1,085

(ウ) 被害少年に関する相談の受理状況(単位：件)

	H.14	H.15
相談受理件数	8,219	8,259
児童虐待	1,382	1,276
その他	6,837	6,983

(エ) 被害少年カウンセリングアドバイザー等の委嘱状況(単位：人)

	H.14	H.15	H.16
被害少年カウンセリングアドバイザー	104	140	136
被害少年サポーター	834	772	732

(オ) 被害少年カウンセリングアドバイザーの内訳(単位:人)

総数(H.16)	136
臨床心理士	43
大学教授	14
ソーシャルワーカー	1
弁護士	2
精神科医	62
産婦人科医	2
教育関係者	4
カウンセラー	4
その他	4

(カ) 被害少年サポーターの内訳(単位:人)

		人員	
			うち女性
総数(H.16)		732	399
年 令	30歳未満	26	19
	30歳以上40歳未満	27	13
	40歳以上50歳未満	118	86
	50歳以上60歳未満	213	138
	60歳以上	348	143
職 業	公務員	40	19
	教師	10	5
	会社員	70	25
	僧侶・神職	24	2
	自営業	98	27
	農林 漁業	15	1
	無職	290	217
	その他	162	106

(キ) 児童虐待防止法第10条に基づく援助件数の推移(単位:件)

	H.14	H.15	H.16(上半期)
援助件数	103	92	70

(ク) 児童虐待事件の態様別検挙状況 (上半期)

		H. 14	H. 15	H. 16	H. 15からH. 16にかけ での増減数(増減率)
総数	検挙件数(件)	87	80	96	16(20.0%)
	検挙人員(人)	92	93	104	11(11.8%)
	被害児童数(人)	90	87	101	14(16.1%)
身体的虐待	検挙件数(件)	61	57	68	11(19.3%)
	検挙人員(人)	64	66	72	6(9.1%)
	被害児童数(人)	62	62	73	11(17.7%)
性的虐待	検挙件数(件)	16	14	21	7(50.0%)
	検挙人員(人)	15	14	23	9(64.3%)
	被害児童数(人)	16	16	21	5(31.3%)
怠慢・拒否	検挙件数(件)	10	9	7	-2(-22.2%)
	検挙人員(人)	13	13	9	-4(-30.8%)
	被害児童数(人)	12	9	7	-2(-22.2%)

イ 事例

- ・ 入手した児童虐待の情報に基づき、児童の安全を確認し、児童相談所への通告の要否を判断するため、被害少年サポーターが継続的に児童宅を訪問した。その結果、最低限の養育もされていない状況が判明したため、速やかに町の福祉担当者及び児童相談所に連絡し、児童は、児童相談所に一時保護された。
- ・ 同学年の男女から暴行を受けたことにより、教室に入れず、また、言動が不安定になった被害少年に対し、少年補導職員が、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を参考にカウンセリングを実施した結果、被害少年は毎日登校するようになり、その言動も安定した。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

児童虐待防止法第10条に基づく援助件数は、平成16年6月末までの累計で403件にとどまり、児童相談所による警察への援助要請は不十分であった。そこで、同年10月に施行された改正児童虐待防止法では、児童相談所長等は、警察署長に対して必要に応じて適切に援助要請をする義務があることが明確にされた。今後、本改正の趣旨を踏まえ、児童相談所等関係機関と十分な連携を図る必要がある。

3 悪質商法等に係る被害者対策

高齢者等を対象とした特定商取引等に係る事犯や、消費者の利殖願望につけ込んだ資産形成事犯は後を絶たない。また、架空請求等の詐欺事犯が社会問題となっている。そこで、取締りを積極的に推進するほか、適時適切な広報啓発活動を行うとともに、消費生活センター等の関係機関・団体と連携し、悪質商法等に関する被害の拡大防止及び被害回復の促進に努めている。

(1) 施策の目的

悪質商法等に関する被害の拡大防止及び被害回復の促進を図ること。

(2) 取組みの内容

ア 取締り

警察や消費生活センター等への相談を端緒に悪質商法等の取締りを積極的に推進し、被疑者及び被疑法人を検挙して事案の全容を解明するとともに、事件広報により被害の拡大を防止したり、弁護士に対する被害金の返還の働きかけにより被害回復を促進したりしている。

イ 電話相談活動

各都道府県警察に「悪質商法110番」等の相談受理専用電話を設置し、クーリング・オフの手續等を教示するとともに、必要に応じて関係機関・団体の窓口を紹介している。

また、悪質商法等の実態や被害状況を把握するため、消費生活センター等の関係機関・団体と定期的に意見を交換している。

ウ 広報啓発活動

悪質商法等の被害の拡大を防止するため、消費生活センター等の関係機関・団体と連携してウェブサイト、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報啓発活動を実施しているほか、高齢者に対して防犯指導を実施している。

(3) 取組みの効果を把握する手法

悪質商法事犯の検挙状況及び電話相談受理状況を指標とし、その推移を分析した。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考にした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 取締り

資産形成事犯及び特定商取引等に係る事犯の検挙人員は、共に減少している。

(ア) 資産形成事犯の検挙状況

	H.13	H.14	H.15
検挙事件数(件)	24	9	12
検挙人員 (人)	119	116	72
検挙法人 (団体)	1	3	2
被害人員等(人)	209,597	84,428	6,628
被害額等 (万円)	1,393億0,466	1,890億4,449	275億7,667

注1：資産形成事犯とは、資産形成の各種取引に係る出資法、証券取引法、無限連鎖講防止法等の違反事犯をいう。

2：被害人員等には、詐欺の被害者、無限連鎖講の加入者を計上している。

3：被害額等には、詐欺の被害額、無限連鎖講防止法違反の出えん金額等を計上している。

(イ) 特定商取引等に係る事犯の検挙状況

	H.13	H.14	H.15
検挙事件数(件)	116	107	65
検挙人員 (人)	282	279	204
検挙法人 (団体)	8	24	11
被害人員等(人)	26,532	55,689	41,784
被害額等 (万円)	51億3,723	170億8,451	79億0,829

イ 電話相談活動

平成15年中の悪質商法に関する電話相談受理件数は6万2,916件で、前年の約2.5倍であり、平成16年上半期中の電話相談受理件数も前年の半数を上回っている。

悪質商法に関する電話相談受理件数 (単位：件)

	H.14	H.15	H.16(上半期)
電話相談受理件数	25,054	62,916	35,660

注：警察本部に設置されている電話相談窓口に寄せられた相談を受理した件数を対象とした。

ウ 事例

(ア) 効果的事例

- ・ 家屋修繕業者に高額な工事費を支払ったが、契約書面の交付を受けていないという相談を受理した。そこで、直ちに捜査を開始するとともに、消費生活センターと情報を交換し、同一被疑者による22件の被害を確認して、特定商取引に関する法律違反及び詐欺罪で被疑者2名を逮捕した。また、逮捕当初から被疑者の弁護士に対して被害の回復を働きかけた結果、22件すべての被害金（総額3,047万円）が被害者に返還された。
- ・ 現金を指定された銀行口座に振り込んだが、詐欺の疑いがあるという架空請求事犯の相談に迅速に対応し、銀行に送金停止を依頼した結果、被害を防止できた。
- ・ 布団販売業者による悪質商法（催眠商法）の苦情が寄せられたため、県消費生活センターに情報提供した結果、同センターが業者に対して立入り調査を行った。その結果、業者は相談者の契約解除に応じた。
- ・ 相談者に対してクーリング・オフ手続等を教示したところ、円滑に契約を解除することができたと感謝された。
- ・ 架空請求詐欺、オレオレ詐欺等の振り込め詐欺の被害を防止するため、金融機関の職員に防犯指導を実施した結果、被害を未然に防止することができた。

（イ）改善を要する事例

- ・ 関連法令の理解不足、悪質商法の実態の未把握から、相談に迅速に対応できず、相談者に対して消費生活センター等の関係機関を教示するにとどまる例がみられた。

（５）施策に関し改善等を要する事項

ア 取締り

取締りを推進するに当たっては、被害回復に努めているが、実際に被害が回復された事件は一部にとどまっている。今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、被害の拡大防止及び被害回復の促進を図る必要がある。

イ 電話相談活動

相談に十分対応できなかった事例があったことから、相談対応者を一層指導する必要がある。また、相談の受理件数が増加していることから、担当者を増やす必要がある。

ウ 広報啓発活動

広報啓発活動の内容が、巧妙化する悪質商法等の手口を反映していない場合もあるので、常に見直しを行い、時宜を得たものとしていく必要がある。

4 暴力団犯罪に係る被害者対策

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって暴力団からお礼参りや嫌がらせを受けるのではないかとの不安を感じている場合が多い。そこで、暴力団員等による違法、不当な行為による被害の未然防止及び被害者の保護、救済を図っている。

(1) 施策の目的

暴力団員等による違法、不当な行為による被害を未然に防止し、被害者の保護、救済を図ること。

(2) 取組みの内容

ア 暴力団犯罪に関する相談の受理及び適切な対応

受理した相談により得た情報を元に、暴力団犯罪を検挙したり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定に基づく命令を発出したりしている。

イ 暴力団員等を相手方とする民事訴訟支援

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）及び弁護士会の民事介入暴力対策委員会と連携し、訴訟の関係者の保護対策の実施、暴力団情報の提供等により、暴力団員等を相手方とした民事訴訟を支援している。

ウ 企業対象暴力対策

暴力団、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロが、不正な利益を得る目的で、企業に対して行う違法な行為を徹底して取り締まり、被害者の保護、救済を図っている。

また、都道府県センターと連携して、暴対法の規定に基づき、不当要求防止責任者に対して、不当要求による被害を防止するために必要な講習（以下「責任者講習」という。）を行っている。

エ 行政対象暴力対策

暴力団員等が不正な利益を得る目的で、行政機関やその職員を対象として行う違法又は不当な行為（以下「行政対象暴力」という。）に諸対策を講じて、被害の未然防止並びに被害者の保護及び救済を図っている。

オ 民事介入暴力対策に関する警察職員の教育訓練

警察庁では、平成13年から毎年1回、各都道府県警察の暴力団対策部門の幹部職員に対し、教育訓練を行っている。

(3) 取組みの効果を把握する手法

暴力団犯罪に関する相談の受理及び処理の状況、暴力団員等を相手方とした民事訴訟支援の実施件数、企業対象暴力の検挙件数、不当要求防止責任者選任数、責任者講習の実施回数及び責任者講習受講者数、民事介入暴力対策に関する研修の受講者数等を指標とし、その推移を分析した。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 暴力団犯罪に関する相談の受理及び適切な対応

暴力団犯罪に関する相談の受理及び処理の状況(単位：件)

	H.14	H.15
相談の受理件数	39,659	40,012
都道府県センターにおける相談の受理件数	15,634	16,810
警察における相談の受理件数	24,025	23,202
相談を受けて事件を検挙した件数	1,368	1,199
相談を受けて暴対法に基づく命令を発出した件数	1,731	1,481

イ 暴力団員等を相手方とした民事訴訟支援

民事訴訟支援の実施件数(単位：件)

	H.14	H.15
実施件数	145	136

ウ 企業対象暴力対策

(ア) 企業対象暴力の検挙件数(単位：件)

	H.14	H.15	H.16(上半期)
検挙件数	590	566	269

(イ) 不当要求防止責任者選任数、責任者講習実施回数及び同講習受講者数

	H.14	H.15	H.16
不当要求防止責任者選任数(人)	294,282	319,214	346,978
責任者講習実施回数(回)	1,734	1,619	—
同講習受講者数(延べ人数)(人)	64,156	67,340	—

注：不当要求防止責任者選任数は年度当初の人数、他は年度中の実績である。

エ 行政対象暴力対策

平成15年中に87件の行政対象暴力事件を検挙するとともに、暴対法の規定に基づく中止命令を4件発出した。また、平成15年末現在、行政機関等における不当要求防止責任者の選任数は5万7,816人であり、平成15年中に、行政機関の職員等に対して594回の責任者講習が開催され、2万4,798人が受講している。

また、地方公共団体に対し、コンプライアンス条例（行政の公正な職務執行を実現するため、暴力団等による不当な要求等を防止することを目的として制定される条例をいう。以下同じ。）又は要綱の制定を働きかけており、平成15年末で27.3%であった制定率が、平成16年9月15日現在、62.6%まで上昇している。

このほか、警察庁では、関係省庁等に働きかけて、平成15年7月、行政対象暴力対策に関する関係省庁等連絡会議を発足させ、行政対象暴力事案の根絶のため、必要な情報交換を行うとともに、全国暴力追放運動推進センターと連携し、平成15年から広報用パンフレット「行政対象暴力の現状と対策」を作成・配布し、行政機関の職員等に対して、行政対象暴力事案の手口及び対応要領を教示している。

オ 民事介入暴力対策に関する警察職員の教育訓練

平成13年以降、都道府県警察の暴力団対策部門の幹部職員合計119名に対して、暴力団犯罪に関する相談への対応要領、民事訴訟の支援要領等、暴力団犯罪に係る被害者対策について教育訓練を行った。

民事介入暴力対策に関する研修の受講者数（単位：人）

	H.13	H.14	H.15	H.16
受講者数	30	30	30	29

カ 事例

- ・ 交通事故の被害者が、相手方である五代目山口組傘下組織組員から、電話で脅迫を受けた事件において、この男性からの相談を端緒として捜査を行い、同組員を恐喝未遂罪で検挙した。
- ・ 稲川会傘下組織幹部に対して、金品の要求をしてはならない旨の中止命令を発出した後、被害者との連絡を密にしていたところ、同人が被害者宅を訪れ、金品を要求していることを認知し、中止命令違反で検挙した。
- ・ 中野会傘下組織組長が、組織を脱退したいと告げた同組織組員に対し、脱退を妨害した事案に関し、中止命令を発出した。
- ・ 平成10年、埼玉県内で発生した演歌歌手に対する稲川会傘下組織

組員による傷害致死事件に関し、遺族が、実行行為者及び同組織組長らに対して提起した損害賠償請求訴訟について、埼玉県警察等が、情報提供、保護対策の実施等により遺族側を支援した結果、平成15年4月、組長らの使用者責任が最高裁判所において初めて認められた。

- ・ 平成7年、五代目山口組と四代目会津小鉄会の対立抗争事件の発生に伴い警戒勤務中であった警察官が、山口組傘下組織組員から対立組織の組員と誤認されて射殺された。この事件に関して遺族が提起した損害賠償請求訴訟について、京都府警察等では、情報提供、警察官の証人出廷、保護対策の実施等により、遺族側を支援した結果、平成16年11月、最高裁判所において、五代目山口組組長の使用者責任が認められた。
- ・ 兵庫県警察では、各市町村に対し、行政対象暴力対策に関する要綱等の制定を働きかけたところ、明石市では、職員の責務、不当要求行為等対策委員会の設置、市長が行う警告等について定める不当要求行為等に関する規則及び不当要求防止責任者の設置等不当要求行為等に対する対応に関し必要な事項を定めた不当要求行為等対策要綱を制定した。
- ・ 平成16年7月、明石市では、五代目山口組関係者らが市民まつりの会場警備への参入を求めて市の担当職員を脅迫した事案について、前記規則に基づき警察へ届出を行った結果、同年8月、同人らを検挙した。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 暴力団犯罪に関する相談の受理及び適切な対応

暴力団犯罪に関する相談の中には、警察又は都道府県センターの担当者の知識が不足していたため、適切に対応ができていない事案もあることから、今後は、引き続き必要な教育訓練を行うとともに、都道府県センター及び弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との間で一層緊密な連携を図る必要がある。

イ 暴力団員等を相手方とする民事訴訟支援

暴力団犯罪の被害者には、暴力団を恐れて損害賠償請求訴訟の提起を断念する者もいることから、今後は、都道府県センター及び弁護士会の民事介入暴力対策委員会と連携し、暴力団に対する恐怖を払しょくするよう努める必要がある。

平成16年4月に施行された改正暴対法を適用して指定暴力団の代表者等の不法行為責任を追及した事案はないので、今後も、同法の規定に基づく訴訟への支援を含め、暴力団犯罪による被害者等の被害回復

を効果的に図るよう努める必要がある。

ウ 企業対象暴力対策

暴力団等から不当要求を受けやすい業種の事業者等に対して引き続き不当要求防止責任者の選任を促し、講習を行うとともに、それ以外の事業者等についても同様の措置を講じていく必要がある。

エ 行政対象暴力対策

行政機関の中には、いまだ行政対象暴力を排除する体制を構築できず、暴力団等の不当要求に応じている実態がある。今後とも、引き続き行政機関に対して行政対象暴力対策の必要性を理解させるとともに、不当要求防止責任者の選任、責任者講習の受講及び不当要求への対応に関するコンプライアンス条例又は要綱の制定を働きかける必要がある。

オ 民事介入暴力対策に関する警察職員の教育訓練

暴力団犯罪等に係る犯罪被害者対策の視点から、より効果的な内容となるよう引き続き検討する必要がある。

5 交通事故被害者に対する被害者対策

平成15年中の交通事故による死者数は7,702人で、平成14年に引き続き減少したが、交通事故発生件数は94万7,993件、負傷者数は118万1,431人と過去最悪を記録した。

そこで、交通安全活動の推進、交通安全施設等の整備及び交通指導取締り活動を総合的に推進するとともに、交通事故の被害者の様々な負担を軽減し、その不安感の払しょくを図っている。

(1) 施策の目的

交通事故の被害者の様々な負担を軽減し、その不安感の払しょくを図ること。

(2) 取組みの内容

ア 交通事故の被害者への情報提供

被害者に必要な情報を提供するため、交通事故用の被害者の手引を作成し、配布している。また、ひき逃げ事件の被害者及び交通死亡事故の遺族を対象として、捜査員が、捜査の進ちょく状況、処分状況等を連絡している。

イ 相談・カウンセリング体制の整備等

平成10年4月1日から都道府県交通安全活動推進センターで交通事故に関する相談を受理している。

同センターでは、職員、弁護士、カウンセラー等を相談員として配置し、精神的、経済的被害に関して適切に助言している。各都道府県警察は、業務が適切に行われるよう、必要な資料の提供等の支援を行うとともに、体制の整備を働きかけている。

ウ 捜査過程における被害者の負担の軽減

交通事故自動記録装置は、交差点内で交通事故が発生すると衝突音やスリップ音を感知して、その前後の状況（車両の走行状況、信号の表示等）をVTRに自動的に記録するものであり、装置を交通事故が多発している交差点に設置し、死亡事故等の交通事故の原因究明に活用している。

また、被害者が処罰を望まず、悪質な違反のない軽傷交通事故の捜査書類の簡略化等により、被害者供述調書の作成に要する時間を短縮し、負担の軽減を図っている。（平成15年1月1日導入）

(3) 取組みの効果を把握する手法

被害者の手引（交通事故用）の作成・配布状況、外国語の被害者の手引（交通事故用）を作成した都道府県数、被害者連絡活動の実施被害者数、都道府県交通安全活動推進センターの相談員数及び相談実施回数等を指標とし、その推移を分析することとした。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考にした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 交通事故の被害者への情報提供

被害者の手引（交通事故用）は、45都道府県で作成しているほか、一部都府県では、4か国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）の手引を作成している。手引の配布数は、平成14年から平成15年にかけて約6%増加し、平成16年上半期もこれとほぼ同じ水準で推移している。また、被害者連絡活動は、平成15年は総計約2万3,000人に対して実施し、前年に比べて約15%増加している。

(ア) 被害者の手引（交通事故用）の作成状況(単位：県)

		H. 14	H. 15	H. 16(上半期)
種 類 別	ひき逃げ事件用	26	26	24
	一般交通事故用	27	26	24
	兼用	21	22	21
作成都道府県数		46	45	45

注：ひき逃げ事件用及び一般交通事故用をともに作成している県があるため、合計は作成都道府県数と一致しない。

(イ) 外国語の被害者の手引（交通事故用）の作成状況

使用された外国語	H. 14	H. 15	H. 16(上半期)
英語	10都府県	10都府県	11都府県
ポルトガル語	4県	4県	4県
スペイン語	1県	1県	1県
中国語	2県	3府県	3府県

(ウ) 被害者の手引（交通事故用）の配布状況(単位：冊)

	H. 14	H. 15	H. 16(上半期)
配布数	10,514	11,187	5,454

(エ) 被害者連絡活動の実施状況 (単位：人)

	H.14	H.15	H.16 (上半期)
	実施被害者数	実施被害者数	実施被害者数
ひき逃げ事件	8,994	10,754	4,950
交通死亡事故	6,294	7,173	3,196
その他の交通事故	4,870	5,220	2,207
計	20,158	23,147	10,353

イ 相談・カウンセリング体制の整備等

都道府県交通安全活動推進センターの相談員数は約200人であり、平成13年から平成15年までの間の相談実施回数は、毎年約2万回となっている。

交通安全活動推進センターの活動状況

		H.13	H.14	H.15
相談員数(人)	内	179	195	191
	弁護士			
	内	140	162	156
	カウンセラー			
訳	その他			
実施回数(回)		20,238	19,925	19,911
内	内	704	680	823
	弁護士			
	カウンセラー	11	25	22
訳	その他	19,523	19,247	19,066

ウ 捜査過程における被害者の負担の軽減

交通事故自動記録装置は、合計537機が設置されており、平成14年中に427回、平成15年中に922回活用されている。

また、被害者が処罰を望まず、悪質違反を伴わない軽傷交通事故の捜査書類を簡略化した結果、被害者供述調書の作成に要する時間は捜査書類の簡略化の導入前に比べて5分短縮され、すべての捜査書類の作成に要する時間も17分短縮されるとともに、簡約特例書式の適用状況も、平成14年の試行期間に比べ、平成15年中は76.0%と、1.2%増加している。

(ア) 交通事故自動記録装置の活用状況

	H.14	H.15
設置数(機)	350	537
活用件数(件)	427	922

注：1機当たりの活用件数は、平成14年は約1.22回、平成15年は約1.72回。

(イ) 平均書類作成時間の短縮状況

区分	旧書式	新書式	対比
現場の見分状況書	27分	21分	- 6分
被疑者供述調書	16分	10分	- 6分
被害者供述調書	14分	9分	- 5分
計	57分	40分	- 17分

(ウ) 簡約特例書式の適用状況

	H.14	H.15
簡約特例書式の適用率	74.8%	76.0%

エ 事例

- ・ 信号交差点における直進二輪車と右折普通乗用車との事故で、一方の当事者が死亡しており、また、目撃者もいなかったため、事故時における信号の表示が判然としなかったが、交通事故自動記録装置の録画画像により、事故時に右折青矢印は表示されておらず、右折車が直進車の安全な通行を妨害していたことが判明した。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 相談・カウンセリング体制の整備等

交通安全活動推進センターに配置されたカウンセラーは12人とどまっており、体制は不十分である。今後、カウンセラーの配置を促進するよう、指導する必要がある。

イ 捜査過程における被害者の負担の軽減

交通事故自動記録装置は、被害者の負担の軽減に高い効果が認められることから、引き続き設置に努めるとともに、事故と関係のない画像を記録しないよう、衝突音やスリップ音を感知する機能を更に向上させる必要がある。

6 配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に係る被害者対策

配偶者からの暴力事案は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備している。また、ストーカー事案は、殺人等の凶悪事件に発展する可能性があることから、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に基づき、被害の拡大を防止している。

（１）施策の目的

配偶者からの暴力事案及びストーカー事案の被害者の安全確保を図ること。

（２）取組みの内容

ア 職員に対する研修

配偶者からの暴力事案対策及びストーカー事案対策を担当する職員に対して、適切な相談対応要領、カウンセリング技術並びに配偶者暴力防止法及びストーカー規制法に関する知識を得るための研修を実施している。

イ 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保

加害者に対する指導・警告、被害者に対する自衛措置の教示、パトロールの強化及び保護命令違反の検挙を推進している。

ウ ストーカー事案の被害者の安全確保

ストーカー規制法に基づく警告、検挙、援助のほか、他の法令違反の検挙等を推進している。

（３）取組みの効果を把握する手法

職員に対する研修の実施状況、暴力相談等の対応件数、ストーカー規制法の適用状況等を指標とし、その推移を分析することとした。

また、各都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 職員に対する研修

職員に対する研修の実施状況

	H.14	H.15	H.16
受講都道府県数(県)	29	28	30
受講者数(人)	30	29	30
期間(日)	18	12	12

イ 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保

暴力相談等の対応件数は、平成15年は前年に比べ減少したものの、保護命令の発令件数、被害者に対する防犯指導の件数、加害者に対する指導・警告の実施件数等は増加している。

(ア) 暴力相談等の対応件数(単位:件)

	H.14	H.15
対応件数	14,140	12,568

注:配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数を計上した。

(イ) 配偶者暴力防止法に基づく保護命令に係る対応状況(単位:件)

	H.14	H.15
裁判所からの書面提出要求(法第14条第2項)	1,059	1,293
裁判所からの保護命令通知(法第15条第3項)	1,176	1,499
接近禁止命令のみ	832	1,075
退去命令のみ	4	5
接近禁止命令及び退去命令	340	419
保護命令違反の検挙(法第29条)	40	41

(ウ) 相談に対して採った措置の状況(複数計上) (単位: 件)

	H.14	H.15
被害届・告訴状の受理	714	881
保護命令制度の説明	3,282	6,701
防犯指導	6,669	7,194
防犯器具の貸出し	158	146
パトロールの強化	740	1,172
加害者に対する指導・警告の実施	2,461	2,627
他の機関等への連絡	1,581	1,880
その他	2,370	2,106

注1: 他の機関等への連絡とは、配偶者暴力相談支援センター、民間の婦人保護施設等への連絡をいう。

2: その他とは、弁護士会の教示、保護等をいう。

ウ ストーカー事案の被害者の安全確保

都道府県警察がストーカー事案として取り扱った件数は、平成14年は1万2,024件、平成15年は1万1,923件であった。

平成15年の警告及び検挙件数は、共に増加している。

ストーカー規制法以外の法令による検挙件数は減少しているものの、被害者への防犯指導やパトロールの実施、加害者に対する指導・警告の件数が増加している。

(ア) ストーカー規制法の適用状況(単位: 件)

	H.14	H.15
警告	965	1,169
禁止命令等	32	24
援助	677	856
検挙	178	192
ストーカー行為(法第13条)	170	185
禁止命令等違反(法第14条、第15条)	8	7

(イ) ストーカー規制法に基づく援助の実施状況(複数計上)

(単位: 件)

	H. 14	H. 15
被害を防止する措置の教示	410	743
被害防止交渉に必要な事項の連絡	54	78
加害者の氏名及び連絡先の教示	39	50
被害防止交渉に関する助言	106	129
民間団体の紹介	10	18
警察施設の利用	110	111
物品の教示又は貸出し	415	510
警告を実施した旨の書面の交付	21	12
その他被害防止のための援助	127	69

(ウ) 他の法令による検挙件数(単位: 件)

	H. 14	H. 15
件数	758	663

(エ) ストーカー規制法に基づく措置以外の措置(複数計上)

(単位: 件)

	H. 14	H. 15
被害者への防犯指導	6,233	6,770
行為者への指導及び警告	2,286	2,313
パトロール	918	1,009
他の機関等への引継ぎ	128	45
その他	-	763

注1: 他の機関等への引継ぎとは、保健所、婦人相談所、医療機関等に事案を引き継ぐことをいう。

2: その他とは、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等をいう。

エ 事例

(ア) 効果的事例

- ・ 配偶者からの暴力事案に対して裁判所が保護命令を発したが、保護命令書が示される前に加害者が被害者宅へ押し掛ける事案が発生した。相談を受理していた警察署では被害者との連絡を密にしていたことから、発生後直ちに加害者を住居侵入罪で現行犯逮捕した。
- ・ ストーカー規制法に基づく警告によりつきまとい等の行為が一

度はなくなったが、しばらくして匿名の手紙によるストーカー行為が始まった。そこで、被害者との連絡を密にするとともに捜査を行った結果、被疑者は以前に警告を受けた人物であることが判明し、被疑者を逮捕した。

(イ) 改善を要する事例

- ・ 警察と配偶者暴力相談支援センターとの連携が不十分であったため、迅速に対応することができなかった。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保

配偶者暴力相談支援センターとの連携が十分でない事例があったが、これはセンターと警察との通報連絡制度がないことが原因であることから、今後は、密接に連携し、事案に迅速に対応し的確に被害者を保護することが必要である。

イ ストーカー事案の被害者の安全確保

ストーカー事案の対応は、長期にわたる場合もあるが、ストーカー行為は繰り返し行われるものであり、被害者の安全確保を図りつつ、被疑者を早期に検挙することが必要である。

評価の結果及び政策への反映の方向性

のとおり、平成8年の被害者対策要綱の制定以降、被害者の多様なニーズに応じて、各種の被害者対策を組織的、体系的に実施してきており、施策の内容は、相当充実したものとなっている。個々の施策の進ちよく状況に差はあるが、警察の被害者対策には、一定の成果が認められる。

今後、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定された趣旨、目的等を踏まえ、これらの施策をより一層適切かつ確実に実施するとともに、警察の行う被害者対策を一層充実したものとしていく必要がある、において改善等を要するとしたものは、特に重点的に取り組む必要がある。

そのためには、今後、被害者対策の意義に関して警察職員の意識の啓発を図り、人的基盤の確立に向けた努力を継続するとともに、被害者対策の実施状況の検証、人的・組織的評価の在り方の検討を進めていく必要がある。

他方、被害者の多様なニーズに的確に対応するためには、警察に加えて、他の関係機関・団体が、より積極的に被害者を支援することが不可欠である。

特に、民間の被害者支援団体は、行政機関にみられる縦割りの弊害に陥ることなく、生活に密着したきめ細かな支援を提供することが可能であることから、今後、より積極的な役割を担うことが期待される。そのためには、民間の被害者支援団体の人的・財政的基盤を確立し、その支援活動の充実を図る必要がある、連携を強化し、情報の提供を積極的に行う必要がある。

また、犯罪被害者等基本法の制定を受けて、様々な機関、団体が被害者支援のネットワークに新たに参画し、それぞれの立場から被害者支援を行うことが期待されている。今後、これらの関係機関・団体との間の連携を強化するとともに、適切な役割分担とルール作りを進め、最も望ましい被害者支援制度の在り方について議論し、検討していくことが必要である。

終わりに

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で被害者と最も密接にかかわり、被害者を保護する役割を担う機関であることから、被害者の視点に立った各種施策の推進に努めてきた。

警察庁では、平成8年に、被害者対策に関する基本方針を取りまとめた被害者対策要綱を制定し、これを受けて各都道府県警察では、組織的・体系的な被害者対策を実施してきた。

昨今の我が国の治安情勢の悪化に伴い、被害者が増加し、増加した被害者の悲惨な状況が社会に広く認識されてきたことで、犯罪被害者等基本法が制定されるなど、被害者対策が抱える問題への関心や、被害者対策の重要性についての認識は一層深まりつつある。

警察としても、本評価を踏まえ、被害者対策に係る各種施策の一層の充実を図るとともに、被害者の視点に立って、絶えずその効果や問題点等の把握に努め、今後の施策の展開に生かしていくことが求められている。

本評価を通じて、被害者対策の在り方について更に幅広い議論がなされ、社会全体で被害者を支えていく仕組みが構築されていくよう切に期待するものである。